

**社会を明るくする運動
強調月間 7月1日～31日**

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、強調月間中は市内各所で啓発活動を実施します。

市民の皆さまの運動に対するご理解と、各種行事への積極的な参加をお願いいたします。

重点目標

犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める

統一標語

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

主な啓発活動

○保護司会、更生保護女性会などによる街頭啓発活動
○市内中学生を対象とした作文コンテスト

○西条地区大会を7月25日(金)に総合文化会館小ホールで開催。10時から中学生の主張(作文発表)、作文入賞者表彰式、13時30分から公開ケース研究会

問合せ

市庁舎本館市民相談課内「社会を明るくする運動」

TEL 0897-522-1463
西条地区実施委員会事務局

**戦時衛生勤務に従事された方へ
内閣総理大臣名の書状贈呈**

総務省では、先の大戦において外地等の事変地または戦地に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方で、慰労給付金の受給資格を有しない方に対し、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限

平成21年3月31日(火)

問合せ

総務省大臣官房管理室

TEL 03-5253-5182

**銃砲刀剣類を発見した方は
登録手続きをしてください**

銃砲刀剣類の登録手続きは偶数月の第3木曜日(祝日の場合は翌日)に、愛媛県庁で行っています。

銃砲刀剣類を新たに発見した場合は、最寄りの警察署へ発見の届出をしてから、登録手続きを行ってください。

問合せ

TEL 089-912-2976
県教育委員会文化財保護課

**就学義務猶予免除者などの
中学校卒業程度認定試験**

病気やその他やむを得ない事由によって、中学校等を卒業することができなかった方に対する中学校卒業程度認定試験を実施します。

対象者

平成21年3月31日までに満15歳以上になる方(日本国籍を有しない方を含む)

■試験日 11月4日(火)

■試験場 愛媛県庁

■願書提出先 文部科学省

■願書受付期間 8月22日(金)～9月9日(火)

問合せ

県教育委員会義務教育課

TEL 089-912-2941

**幼稚園に遊びにきませんか?
未就園児親子で遊ぼう**

市立幼稚園では、幼稚園や保育所に通っていない幼児を対象に、次の日程で幼稚園を開放します。申し込みは不要です。保護者同伴で、気軽に遊びに来てください。

開放日

7月29日(火)、8月5日(火)・12日(火)・19日(火)

**花火による
火災を防止しよう!**



夏の風物詩、花火。家庭で気軽に楽しめる花火も取り扱いを誤ると思わぬところへ飛火して、火災や火傷(やけど)などの事故を引き起こしかねません。

花火をするときは、次のことに注意しましょう。

- ★燃えやすいものがある場所で遊ぶのはやめましょう。
- ★風の強いときは、やめましょう。
- ★子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- ★取扱説明書等を必ず読みましょう。
- ★花火を分解したり、数本まとめて点火したりするのは絶対にやめましょう。
- ★必ず水の入った消火用バケツなどを用意し、後片付けをしましょう。

えひめ電子自治体共同運営サービス

いつでも どこでも ネットで申請

利用可能手続きが50種類に増加!

インターネットで簡単に行政機関への申請・届出ができる電子申請サービスです。ぜひご利用ください。

URL <http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/>

※検索サイトで「えひめ電子自治体」を検索。
※市のホームページの「行政情報」からもリンク(右記アイコンをクリック)しています。

